報酬基準

2024(R6)年3月1日最近改定

1　契約形態

契約形態	概要
相談顧問	「アドバイザリー業務」のみが対象となります。
手続・相談顧問	「アドバイザリー業務」と「アウトソーシング業務（手続）」が対象となります。
手続・相談顧問＋給与	「アドバイザリー業務」「アウトソーシング業務（手続）」および「アウトソーシング業務（給与）」が対象となります。
セミナー・研修	テレワークセミナー、人事考課者研修
コンサルティング契約	テレワーク導入、ＩＰＯ労務支援、労務監査等、一定の期間で目的に応じた成果を達成する業務がコンサルティング契約です。 顧問契約の有無は問いません。
スポット契約	上記契約に含まれない手続業務、ご相談案件等につきましてスポット契約としてお受けします。 原則として、顧問契約の有無は問いません。

契約形態	相談	手続	給与	セミナー・講師	コンサル・労務監査	契約期間
相談顧問	○					１年
手続・相談顧問	○	○				１年
手続・相談顧問＋給与	○	○	○			１年
コンサルティング契約					○	数ヶ月
スポット契約	○	○		○		都度

2　サービス内容

2－1　アドバイザリー業務

① **採用・配置・異動・就業条件（セクハラ等を含む）、賃金、人事評価などの人事・労務管理上の問題解決、**

個別の労使関係に関わる具体的案件の調整や対応に関する助言・指導

② **就業規則、賃金、退職金、その他人事関係諸規定ならびに労働契約、労使協定等の締結に関する助言・指導**

③ **その他労働関係法令の解釈・運用に関する助言・指導**

2－2　アウトソーシング業務（手続）

① **労働基準法、労働安全衛生法関係**

時間外労働・休日労働に関する協定届等各種協定届、その他労使協定、健康診断結果報告書、等

② **雇用保険関係、労働者災害補償保険法関係**

被保険者資格の得喪、事業所関係の届出、労災保険給付の請求、等

③ **健康保険、厚生年金保険法関係**

被保険者資格の得喪、被扶養者異動、事業所関係の届出、健康保険給付金の請求、等

④ **その他**

労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、書類・申請書等の作成および事務代理業務

2－3　アウトソーシング業務（給与）

① **月次給与計算**

月次給与計算処理、社会保険料算出、給与明細書作成、等

② **賞与計算**

賞与計算処理、社会保険料算出、賞与明細書作成、等

＊ **上記①および②につきましては、原則として、従業員数100人までの受託となります。**

＊ **給与計算業務のみの受託は行っておりません。**

3　顧問報酬

3-1　相談顧問報酬

内容	料金（税別）	
企業規模　概ね50人まで	35，000円/月	ご相談の多寡に応じて報酬額の見直しをさせていただきます。
企業規模　概ね50人～１００人まで	50，000円/月	
企業規模　概ね１００人～３００人まで	70，000円/月	
企業規模　概ね３００人～	100，000円/月	

＊毎月の定期ミーティングをご希望の場合には、７０，０００円（税別）/月からといたします。

相談業務とは「労働社会保険諸法令に関する『相談』『助言』『資料の提供』」を言います。
相談業務には「作業」は含まれません。
就業規則の作成や見直しは相談業務には含まれません。ただし、一つの条文を見直す程度の作業は相談業務に含めます。

【相談業務の基本的な考え方】
(1)相談とは、ある物事について考え方を持ち、その考えが法令に照らして適法かどうかの判断を求めることをいいます。
　ただし、法令に照らしても判断ができないものについては、労働判例の中から類似のものをご呈示するに止まり、労働判例が見当たらないものついてはコンサルタント業務となります。
(2)相談業務には情報提供を含みます。ただし、入手に費用を要するものについてはコンサルタント業務となります。また、様式類の提供も一般的なものは相談業務に含みますが、特殊な様式や様式そのものを作成するのは相談業務に含みません。

【相談業務に含まれない具体的事例】
(1)就業規則・諸規程の作成、見直しの業務　※見直しの業務には、自社で作成した就業規則・諸規程について内容の確認する業務が含まれます。
(2)申請書類の確認　※作成された申請書類の内容を確認することは「作業」になりますので相談業務に含まれません。
(3)文書の作成・確認　※文書作成や作成された文書の内容確認は「作業」になりますので相談業務に含まれません。

※当事務所における報酬額は上記を基本としていますが、受託範囲、契約形態などを考慮し、お客様のご要望に併せてお見積もり致しますので、お気軽にご相談下さい。

3-2 手続・相談顧問報酬

従業員数	料金（税別）
～９人まで	30,000円/月
10人以上　15人未満	35,000円/月
15人以上　20人未満	40,000円/月
20人以上　25人未満	45,000円/月
25人以上　30人未満	50,000円/月
30人以上　35人未満	55,000円/月
35人以上　40人未満	60,000円/月
40人以上　45人未満	65,000円/月
45人以上　50人未満	70,000円/月
50人以上　60人未満	80,000円/月
60人以上　70人未満	90,000円/月
70人以上　80人未満	100,000円/月
80人以上　90人未満	110,000円/月

従業員数	料金（税別）
90人以上　100人未満	130,000円/月
100人以上　120人未満	150,000円/月
120人以上　140人未満	170,000円/月
140人以上　160人未満	190,000円/月
160人以上　180人未満	210,000円/月
180人以上　200人未満	220,000円/月
200人以上　250人未満	250,000円/月
250人以上　300人未満	300,000円/月
300人以上　350人未満	350,000円/月
350人以上　400人未満	400,000円/月
400人以上　450人未満	450,000円/月
450人以上　500人未満	500,000円/月
500人以上	別途協議

＊健康保険組合加入の場合は、20%加算　＊建設業は顧問料金の20%加算させていただきます。

＊顧問契約業務は手続き業務の料金です。相談業務を含む場合は、5,000円を加算させていただきます。

＊従業員数の算出にあたり、社会保険等加入の正社員等は1人とし、社会保険等未加入の短時間社員等は0.5人としてカウントします。

＊上記金額には、労働保険料概算・確定申告業務、社会保険算定基礎届業務に関する報酬は含まれておりません。

※当事務所における報酬額は上記を基本としていますが、受託範囲、契約形態などを考慮し、お客様のご要望に併せてお見積もり致しますので、お気軽にご相談下さい。

3-3 給与計算

項目	内訳	料金（税別）
計算基本料	①基本料には計算人員５名を含む　②基本料に含まれる帳票「支給控除明細書」「振込一覧表」	25,000円/回
	初期設定には、別途マスター登録料が必要となります。基本料にはタイムカード等の労働時間・時間外労働の時間計算は含まれていません。	
計算加算料	５名を超える1人について	1,000円/人
給与明細書・封筒	1人について	50円/枚
電子給与明細書	1人について　※電子給与明細の場合、OBC社の設定料金が必要となります。(設定料30,000円)	50円/枚
	電子明細配信には、従業員のメールアドレスの登録が必要となります。メールアドレス登録は自社でお願い申し上げます。	
賃金台帳	労働基準法第108条に定める様式　5名まで	5,000円/表
源泉徴収票	個別出力１票あたり	500円/票

＊基本報酬は、受託内容・受託範囲・入力項目数等に応じて増額いたします。

＊賞与計算は、1支払につき、原則として月次の給与計算報酬の1ヶ月分といたします。

＊住民税額設定変更業務等に関しては、別途ご請求いたします。

＊勤怠項目(所定労働日数、出勤日数、有給日数、労働時間数、時間外時間数、休日時間数など)は、エクセル等ＣＳＶデータでご提供いただきます。

マスター登録料

登録人数	料金（税別）	登録人数	料金（税別）
～４人	20,000円	25人～29人	50,000円
5人～9人	30,000円	30人～34人	55,000円
10人～14人	35,000円	35人～39人	60,000円
15人～19人	40,000円	40人～44人	65,000円
20人～24人	45,000円	45人～49人	70,000円

マスター登録料

登録人数	料金（税別）	登録人数	料金（税別）
50人～54人	80,000円	75人～79人	105,000円
55人～59人	85,000円	80人～89人	110,000円
60人～64人	90,000円	90人～99人	130,000円
65人～69人	95,000円	100名を超える場合は受託能力を超えますのでご遠慮させていただいています。	
70人～74人	100,000円		

4　その他報酬

4-1　スポット業務（顧問契約の場合：顧問報酬に含まれる業務となります）

区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
社会保険	1　健康保険・厚生年金保険　「資格取得届」の作成及び提出【基本料】	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	2　健康保険・厚生年金保険　資格取得届の作成及び提出【同時手続加算２人目以降１人について】	5,000円/人	○顧問報酬に含む
社会保険	3　健康保険・厚生年金保険　「被扶養者異動届」【資格取得と同時の場合１人について】	2,000円/人	○顧問報酬に含む
社会保険	4　健康保険・厚生年金保険　資格取得届の遡及申請の場合「遅延理由書」の作成	5,000円/人	○顧問報酬に含む
社会保険	5　厚生年金保険　基礎年金番号通知書再発行【単独申請の場合】	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	6　厚生年金保険　基礎年金番号通知書再発行【資格取得と同時の場合】	5,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	7　健康保険　資格証明書交付申請書	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	8　健康保険・厚生年金保険 資格取得証明書（連絡票）の作成	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	9　健康保険・厚生年金保険　被保険者氏名変更（訂正）届出書の作成及び提出	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	10　健康保険・厚生年金保険　被保険者生年月日訂正届の作成及び提出	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	11　健康保険　被扶養者異動届・国民年金第3号該当届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	12　国民年金　第３号被保険者該当届・異動届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	13　健康保険　遠隔地被保険者証交付申請書の作成及び提出（健康保険組合）	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	14　健康保険　被保険者証（滅失・毀損）再交付申請書の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	15　健康保険　高齢受給者証（滅失・毀損）再交付申請書の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	16　健康保険・厚生年金保険　資格喪失届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	17　健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書(連絡票)の作成	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	18　健康保険　被保険者証回収不能届の作成及び提出	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	19　健康保険・厚生年金保険　定年扱いの資格喪失届及び資格取得届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む

区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
社会保険	20 健康保険・厚生年金保険 資格記録事項訂正（取消）届	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	21 健康保険・厚生年金保険 適用関係通知書等再交付依頼 ※決定通知書等の再交付等	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	22 健康保険・厚生年金保険 被保険者区分変更届 70歳以上被用者区分変更届	8,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	23 健康保険 介護保険適用除外等（該当・非該当）届 日本国外へ転居等した場合等	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	24 健康保険 健康保険法１１８条第１項該当・不該当届 刑事施設等へ収容された場合	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	25 健康保険 被扶養者現況申立書（海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者等）	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	23 健康保険・厚生年金保険 被保険者二以上事業所勤務届	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	24 健康保険 傷病手当金支給申請書の作成及び提出（初回）	30,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	25 健康保険 傷病手当金支給申請書の作成及び提出（同一傷病・２回目以降）	10,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	26 健康保険 負傷原因届	5,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	27 健康保険 出産手当金支給申請書の作成及び提出（初回）	30,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	28 健康保険 出産手当金支給申請書の作成及び提出（同一事由・２回目以降）	10,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	29 健康保険 被保険者家族出産育児一時金(内払金支払依頼書・差額）申請書の作成及び提出	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	30 健康保険 埋葬料（埋葬費）支給申請書の作成及び提出	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	31 健康保険 療養費支給申請書の作成及び提出	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	32 健康保険 高額療養費支給申請書の作成及び提出（１回目）	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	33 健康保険 高額療養費支給申請書の作成及び提出（２回目以降）	10,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	34 健康保険 特定疾病療養受領証交付申請書	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	35 健康保険 限度額適用認定申請書	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	36 健康保険 高齢受給者基準収入額適用申請書	20,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	37 健康保険 第三者行為による傷病（事故）届の作成及び提出	50,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	38 健康保険 任意継続（協会健保・扶養届なし） 健康保険組合は5,000円加算	20,000円	○顧問報酬に含む

区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
社会保険	39 健康保険　任意継続 被扶養者調書【１人について】	2,000円/人	○顧問報酬に含む
社会保険	40 厚生年金保険　住所変更届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	41 厚生年金保険　70歳到達時資格喪失届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	42 厚生年金保険　70歳以上被用者該当・不該当届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	43 厚生年金保険　70歳以上被用者二以上事業所勤務届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	44 厚生年金保険　70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届(チェックのみの場合は3,000円)	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	45 厚生年金保険　70歳以上被用者育児休業終了時報酬月額相当額変更届(チェックのみの場合は3,000円)	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	46 厚生年金保険　ローマ字氏名届	5,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	47 国民年金　　第３号被保険者ローマ字氏名届	5,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	48 国民年金　　第３号被保険者住所変更届	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	49 健康保険・厚生年金　事業所関係変更（訂正）届	15,000円	○顧問報酬に含む
社会保険	50 健康保険・厚生年金　適用事業所全喪届	50,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	51 雇用保険　資格取得届の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	52 雇用保険　資格取得届の作成及び提出【同時手続加算２人目以降１人について】	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	53 雇用保険　資格取得届に「在宅勤務実態証明書」が必要な場合　※組織図作成を除く	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	54 雇用保険　資格取得届に「兼務役員勤務実態証明書」が必要な場合　※組織図作成を除く	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	55 雇用保険　資格取得届に「兼務役員勤務実態証明書」が必要な場合　【単独申請の場合】	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	56 雇用保険　資格取得届の遡及申請の場合「遅延理由書」の作成	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	57 雇用保険　転勤届の作成	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	58 雇用保険　転勤届の作成【同時手続加算2人目以降1人について】	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	59 雇用保険　被保険者にかかる訂正（取消）願	8,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	60 雇用保険　個人番号登録・変更届	15,000円	○顧問報酬に含む

区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
雇用保険	61 雇用保険 個人番号登録・変更届【同時手続加算2人目以降1人について】	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	62 雇用保険 被保険者証再交付申請書	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	63 雇用保険 60歳到達時等賃金証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	30,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	64 雇用保険 60歳到達時等賃金証明書（単独処理の場合）	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	65 雇用保険 高年齢雇用継続給付申請書の作成及び提出	10,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	66 雇用保険 介護休業開始時賃金月額証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	30,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	67 雇用保険 介護休業給付金支給申請書の作成及び提出	10,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	68 雇用保険 払渡希望金融機関指定変更届	10,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	69 雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	70 雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出【同時手続加算２人目以降１人について】	5,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	71 雇用保険 被保険者離職証明書（資格喪失届と同時処理の場合）【１人について】	15,000円/人	○顧問報酬に含む
雇用保険	72 雇用保険 被保険者離職証明書（単独処理の場合）	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	73 雇用保険 各種届け出再交付申請書（離職証明書・被保険者証）	10,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	74 雇用保険 在宅勤務に関する証明書 ※組織図は含まれません	5,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	75 雇用保険 事業所非該当承認申請書・調査票作成 ※承認が下りなくても費用は発生します	30,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	76 雇用保険 「事業主・事業所各種変更届」	15,000円	○顧問報酬に含む
雇用保険	77 雇用保険 被保険者台帳打ち出し願		
労災保険	78 労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の給付請求書（第５号・第16号）	25,000円	○顧問報酬に含む
労災保険	79 労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の費用請求書（第7号(1)～(5)・第16号の5(1)～(5)）	30,000円	○顧問報酬に含む
労災保険	80 労働者災害補償保険 休業（補償）給付請求書の作成及び提出（初回）	30,000円	○顧問報酬に含む
労災保険	81 労働者災害補償保険 休業（補償）給付請求書の作成及び提出（同一傷病・２回目以降）	10,000円	○顧問報酬に含む
労災保険	82 労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（第6号・第16号の4）		

区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
労災保険	83　労働者災害補償保険　検査に要した費用等請求書		
労働安全衛生法	84　死傷病報告の作成及び提出	30,000円～	○顧問報酬に含む
労働基準法	85　労働者名簿の作成	5,000円	○顧問報酬に含む

4　その他報酬

4-2　スポット業務（顧問契約を締結している場合でも別途報酬となる手続業務です）

分類	区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「新規適用届」（5人まで）	40,000円	×別途報酬
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「新規適用届」（5人～9人まで）	60,000円	×別途報酬
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「新規適用届」（10人～15人まで）	80,000円	×別途報酬
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「新規適用届」（10人を超える１人あたり加算）	2,000円/人	×別途報酬
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「新規適用届」に付随する「被扶養者異動届」【１人について】	2,000円/人	×別途報酬
新規適用	社会保険	健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付（変更）申請書」	5,000円	×別途報酬
新規適用	雇用保険	雇用保険　適用事業所設置届（5人まで）	50,000円	×別途報酬
新規適用	雇用保険	雇用保険　適用事業所設置届（5人を超える１人あたり加算）	2,000円/人	×別途報酬
新規適用	雇用保険	雇用保険　資格取得届に「在宅勤務証明書」が必要な場合（１人につき）※組織図は除く	5,000円/人	×別途報酬
新規適用	雇用保険	雇用保険　資格取得届に「兼務役員実態証明書」が必要な場合（１人につき）※組織図は除く	5,000円/人	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険・雇用保険)「保険関係成立届」（継続事業）	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険・雇用保険)「概算保険料申告書」（継続事業）	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「保険関係成立届」（継続事業）※建設業の事務所労災	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「概算保険料申告書」（継続事業）※建設業の事務所労災	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(雇用保険)「保険関係成立届」（継続事業）※建設業の二元加入雇用保険	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(雇用保険)「概算保険料申告書」（継続事業）※建設業の二元加入雇用保険	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「保険関係成立届」（有期事業）※建設業の現場労災	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「概算保険料申告書」（一括有期事業）※建設業の現場労災	15,000円	×別途報酬
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「概算保険料申告書」（単独有期事業2億円未満）※建設業の現場労災	50,000円	×別途報酬

分類	区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
新規適用	労災保険	労働保険(労災保険)「概算保険料申告書」（単独有期事業2億円以上）※建設業の現場労災	80,000円～	×別途報酬
移転【管内】	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「適用事業所　名称/所在地変更届(管轄内)」	15,000円	×別途報酬
	社会保険	健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付（変更）申請書」	5,000円	×別途報酬
	雇用保険	雇用保険 「事業主・事業所各種変更届」	15,000円	×別途報酬
	労災保険	労働保険「名称・所在地等変更届」（継続事業）	15,000円	×別途報酬
	労災保険	労働保険「名称・所在地等変更届」（有期事業）※建設業	15,000円	×別途報酬
事業所移転【管外】	社会保険	健康保険・厚生年金保険 「適用事業所　名称/所在地変更届(管轄外)」	15,000円	×別途報酬
	社会保険	健康保険証「回収・交換」手続【基本料】（10人まで）	20,000円	×別途報酬
	社会保険	健康保険証「回収・交換」手続【加算料】5人を超える一人につき	200円/人	×別途報酬
	社会保険	健康保険・厚生年金「保険料口座振替納付（変更）申請書」	5,000円	×別途報酬
	雇用保険	雇用保険 「事業主・事業所各種変更届」	15,000円	×別途報酬
	労災保険	労働保険　確定保険料申告書　※賃金の集計は含まれません。	30,000円	×別途報酬
	労災保険	労働保険　還付請求書　※保険料の還付がある場合	15,000円	×別途報酬
	労災保険	労働保険の加入手続については「新規適用」の報酬となります	15,000円	×別途報酬
事業所関係	社会保険	健康保険・厚生年金　事業所関係変更（訂正）届	15,000円	×別途報酬
事業所関係	社会保険	健康保険・厚生年金　適用事業所全喪届　【10人未満】	50,000円	×別途報酬
事業所関係	社会保険	健康保険・厚生年金　適用事業所全喪届　【加算料】5人を超える一人につき	2,000円/人	×別途報酬
事業所関係	社会保険	健康保険・厚生年金　特定適用事業所　該当／不該当届	15,000円	×別途報酬
事業所関係	社会保険	健康保険・厚生年金　任意特定適用事業所　申出書／取消申出書	15,000円	×別途報酬
事業所関係	雇用保険	雇用保険　適用事業所廃止届　【10人未満】	50,000円	×別途報酬
事業所関係	雇用保険	雇用保険　適用事業所廃止届　【加算料】5人を超える一人につき	2,000円/人	×別途報酬
事業所関係	雇用保険			

分類	区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
協定	労働基準法	【監督署提出用】時間外労働・休日労働に関する協定届（労基様式９号）　作成・提出	15,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	【社内保管用】時間外労働・休日労働に関する協定書　作成	5,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	１年単位の変形労働時間制に関する協定届	15,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	年間カレンダー作成（1日の所定が1種類）※休日パターンが複数ある場合はその種類毎に料金が必要です	10,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	年間カレンダー作成（1日の所定が２種類）※休日パターンが複数ある場合はその種類毎に料金が必要です	15,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	年間カレンダー作成（1日の所定が３種類）※休日パターンが複数ある場合はその種類毎に料金が必要です	20,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	年間カレンダー作成（1日の所定が４種類）※休日パターンが複数ある場合はその種類毎に料金が必要です	25,000円	×別途報酬
協定	労働基準法	**【お願い】労働者代表の選出については、労働基準法及び関連通達にもとづいて選出されていることが前提となります。**		
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【年度更新】(10人まで)	30,000円	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【年度更新】(10人を超える一人につき)	2,000円/人	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【年度更新】(継続一括有期事業)工事件数5件まで	30,000円	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【年度更新】(継続一括有期事業)工事件数5件を超える1件	1,500円/件	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【単独有期確定申告】工事2億円未満	50,000円	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　概算・確定申告書【単独有期確定申告】工事2億円以上	80,000円～	×別途報酬
年更	労災保険	労働保険　還付請求書　※保険料の還付がある場合	15,000円	×別途報酬
算定	社会保険	健康保険・厚生年金　算定基礎届・月額変更届【基本料】　※70歳以上被用者同時届出	15,000円	×別途報酬
算定	社会保険	算定基礎届・月額変更届【賃金台帳確認作業】１人から10人まで	3,000円/人	×別途報酬
算定	社会保険	算定基礎届・月額変更届【賃金台帳確認作業】11人から20人まで	2,000円/人	×別途報酬
算定	社会保険	算定基礎届・月額変更届【賃金台帳確認作業】21人以上	1,000円/人	×別途報酬
算定	社会保険	算定基礎届・月額変更届　【添付書類】年間報酬の平均で算定することの申立書	15,000円	×別途報酬
算定	社会保険	算定基礎届・月額変更届　【添付書類】　保険者算定申立に掛かる例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意書等		
賞与	社会保険	健康保険・厚生年金　賞与支払届（10人まで）　※70歳以上被用者同時届出	15,000円	×別途報酬

分類	区分	手続の内容	報酬(税別)	顧問先
賞与	社会保険	健康保険・厚生年金　賞与支払届（11人以上）	1,000円/人	×別途報酬
賞与	社会保険	健康保険・厚生年金　賞与不支給報告書　　※賞与の支払予定月に賞与の支払いがなかったとき		
賞与	社会保険	健康保険　標準賞与額累計申出書（年度の途中で複数の事業所にて賞与を受けた場合等）		
契約	労働契約法	雇用契約書作成(A4版・2頁、服務規律付)労働時間、勤務条件など新規作成「簡易タイプ」	30,000円	×別途報酬
契約	労働契約法	雇用契約書作成(A4版・12頁、条文型)「契約書タイプ」	200,000円	×別途報酬
年金	社会保険	裁定請求書の申請（老齢）　遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算します	30,000円	×別途報酬
年金	社会保険	裁定請求書の申請（障害）　遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算します	80,000円	×別途報酬
年金	社会保険	裁定請求書の申請（遺族）　遡及申請や難易度の高いものについては年金額の20%以内を加算します	80,000円	×別途報酬
相談	通常相談	目安：一般的な相談（特にノウハウや特殊な判例などの調べ物を要しない内容のもの）	5,000円/30分	×別途報酬
相談	高度相談	目安：ノウハウや経験を必要とする内容・懲戒処分案件(懲戒解雇を除く)労働紛争に至らない未然の相談	7,500円/30分	×別途報酬
相談	難度相談	目安：相当な経験・懲戒解雇処分の案件・個別労働紛争や労働トラブル・緊急対応相談	10,000円/30分	×別途報酬
相談	出張料	出張を伴うもにつきましては「出張日当」「旅費交通費」をお願い申し上げます。	実費	×別途報酬
出産	社会保険	健康保険・厚生年金保険　産前産後休業取得者申出書（保険料免除の届け出・延長届）	10,000円	×別途報酬
出産	社会保険	健康保険・厚生年金保険　産前産後休業取得者変更（終了）届（保険料免除の終了届）	10,000円	×別途報酬
出産	社会保険	健康保険・厚生年金保険　産前産後休業終了時報酬月額変更届（チェックのみの場合は3,000円）	15,000円	×別途報酬
育児	社会保険	健康保険・厚生年金保険　育児休業取得者申出書（保険料免除の届け出・延長届）	10,000円	×別途報酬
育児	社会保険	健康保険・厚生年金保険　育児休業取得者終了届（保険料免除の終了届）	10,000円	×別途報酬
育児	社会保険	健康保険・厚生年金保険　育児休業終了時報酬月額変更届（チェックのみの場合は3,000円）	15,000円	×別途報酬
育児	社会保険	厚生年金保険　養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	15,000円	×別途報酬
育児	雇用保険	雇用保険　育児休業開始時賃金月額証明書・受給資格確認票(初回申請書)の作成及び提出	30,000円	×別途報酬
育児	雇用保険	雇用保険　育児休業給付金支給申請書の作成及び提出	10,000円	×別途報酬

4　その他報酬

4-3　スポット相談業務（一般）

相談方法	1回の基本料		出張費	30分を超える単価
電話相談・メール相談	5,000円/３０分	相談等の時間が30分未満であっても基本料は30分となります。	半日拘束＝15,000円～ 1日拘束＝30,000円～ 交通費は実費を申し受けます	5,000円/３０分
面談での相談(ご来訪・ﾘﾓｰﾄ)	5,000円/３０分			5,000円/３０分
面談での相談(ご訪問)	6,000円/３０分			6,000円/３０分
相談に付随する調査・検討・研究・資料作成など	5,000円/３０分			5,000円/３０分
一般相談の目安：①ノウハウや経験を要しない法律相談　②手続きや書類の作成についての一般的な相談　③労務管理のうち紛争や解雇・諸制度以外の相談				

4-4　スポット相談業務（高度）

相談方法	1回の基本料		出張費	30分を超える単価
電話相談・メール相談	10,000円/３０分	相談等の時間が30分未満であっても基本料は30分となります。	半日拘束＝30,000円～ 1日拘束＝60,000円～ 交通費は実費を申し受けます	10,000円/３０分
面談での相談(ご来訪・ﾘﾓｰﾄ)	10,000円/３０分			10,000円/３０分
面談での相談(ご訪問)	12,000円/３０分			12,000円/３０分
相談に付随する調査・検討・研究・資料作成など	10,000円/３０分			10,000円/３０分
高度相談の目安：①ノウハウや経験を必要とする法律相談　②手続きや書類の作成についての特殊な相談　③労務管理のうち紛争や解雇、労働トラブルには至らないが未然防止が伴う相談				

4-5　スポット相談業務（難度）

相談方法	1回の基本料		出張費	30分を超える単価
電話相談・メール相談	15,000円/３０分	相談等の時間が30分未満であっても基本料は30分となります。	半日拘束＝60,000円～ 1日拘束＝120,000円～ 交通費は実費を申し受けます	15,000円/３０分
面談での相談(ご来訪・ﾘﾓｰﾄ)	15,000円/３０分			15,000円/３０分
面談での相談(ご訪問)	18,000円/３０分			18,000円/３０分
相談に付随する調査・検討・研究・資料作成など	15,000円/３０分			15,000円/３０分
難度相談の目安：①至急の相談　②相当な経験や事例が伴う相談指導　③労働紛争や解雇、労働トラブル発展している相談 ④就業規則、諸規程作成・指導				

4　その他報酬

4-6　セミナー講師

区分	内容		報酬(税別)
【定番】	『顧問契約先様』　の社内講習会・社内研修会講師（90分）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	50,000円
【定番】	『顧問契約先様以外』の社内講習会・社内研修会講師（90分）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	100,000円
【定番】	『顧問契約先様』　の社内講習会・社内研修会講師（2時間以上3時間未満）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	75,000円
【定番】	『顧問契約先様以外』の社内講習会・社内研修会講師（2時間以上3時間未満）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	150,000円
【企画】	『顧問契約先様』　の社内講習会・社内研修会講師（90分）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	100,000円
【企画】	『顧問契約先様以外』の社内講習会・社内研修会講師（90分）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	200,000円
【依頼】	『共通』　依頼研修会講師（90分）・レジュメ新規作成（20頁程度）	出張料・旅費は別途 録画撮りの場合は別見積	200,000円～

※１【定番】とは、NSRで過去に実施した研修・セミナーでレジュメ作成のないものをいいます

※２【企画】とは、定番を依頼により編集、修正、内容の見直しが必要なものをいいます

※３【依頼研修】とは、顧問先以外の要請によるもの、顧問先であってもレジュメを新規に作成するもの、グループワーク研修等
ファシリテーター役を伴うもの、人事考課者研修や質疑・応答を伴うものをいいます

（注）テレワーク導入コンサルタント、テレワーク研修は別料金表となります。

※テレワークセミナー講師のご用命はこちらをご参照下さい→ https://nsr-j.com/seminar/　テレワーク　nsr

※当事務所では、上記報酬以外でもご要望に応じてセミナーを受託しますので、お気軽にご相談下さい。

○「企業内人権研修」　○「同一労働同一賃金対策支援セミナー」　○「個人情報保護法のポイント解説」　○「コンプライアンス違反にならないために」

○「福祉サービスにおける危機管理」　○「人権研修『差別につながる言葉を学ぼう』」　○「高齢者の権利擁護」　○「人事考課者研修」

4-7　就業規則・諸規程の作成・見直し・点検業務

種類	区分	内容	報酬(税別)
就業規則	お手軽「点検」コース	法令に抵触している部分がないかのみを点検する業務【法改正等指摘のか所５つまで】 ※点検の結果指摘事項が「ゼロ」でも報酬は発生しますのでご留意下さい。	50,000円
		指摘事項が５つを超えた場合の「１つ」について加算料	3,000円/か所
就業規則	しっかり「提案」コース	法令に抵触している部分以外の労働トラブルを未然に防止する規定の提案【基本料】 ※『就業規則改正比較表』を作成しますので、どこが変更になったかすぐに分かります。	200,000円～
		提案ボリュームに応じた加算料	お見積もり
給与規程	ベーシックコース	【作成基本料】労働基準法で定められた「法定項目」＋御社の独自給与項目 ※賃金制度の提案は含みません	100,000円～
		作業ボリュームに応じた加算料	お見積もり
退職金規程	ベーシックコース	【作成基本料】 ※退職金制度の提案は含みません	100,000円～
		作業ボリュームに応じた加算料	お見積もり
各種規程	ベーシックコース	【作成基本料】 ※制度設計・コンサルティングは含みません	100,000円～
		作業ボリュームに応じた加算料	お見積もり

※当事務所では、賃金制度や退職金制度の見直し・ご提案を受託しますので、お気軽にご相談下さい。

4　その他報酬

4-8　テレワーク導入支援コンサルティング

内容	料金（税別）	実施期間
テレワーク導入支援コンサルティング 【相談バージョン】	１５，０００円/60分	随時
テレワーク導入支援コンサルティング 【労務改善バージョン】	１００，０００円～（内容によりお見積もり）	1か月～
テレワーク就業規則作成コンサルティング	１００，０００円～（内容によりお見積もり）	1か月～

※テレワークセミナー講師のご用命はこちらをご参照下さい→　https://nsr-j.com/seminar/

テレワーク　nsr

※当事務所では、上記報酬以外でもご要望に応じて受託しますので、お気軽にご相談下さい。

4-9　外部相談窓口サービス

内容	報酬（税別）	
「セクシャルハラスメント」「パワーハラスメント」「マタニティハラスメント」等の外部相談窓口	月額基本料	100円×従業員数
	相談報酬	7,500円×30分ごと
	報告書作成費用	1件ごとに10，000円～

4-10　ＩＰＯ労務コンサルティング・労務監査コンサルティング・労務コンプライアンス指導・研修

内容	料金（税別）	実施期間
ＩＰＯ労務コンサルティング	５００，０００円～	３か月～
労務監査コンサルティング	５００，０００円～	２か月～
人事・労務コンサルティング	３００，０００円～	1か月～

※当事務所では、上記報酬以外でもご要望に応じて受託しますので、お気軽にご相談下さい。